

環境委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(1) 東扇島中公園の指定管理者制度導入に伴うパブリックコメントの実施について

資 料 1 東扇島中公園への指定管理者制度導入について

資 料 2 パブリックコメント手続き用資料

港 湾 局

(平成30年4月12日)

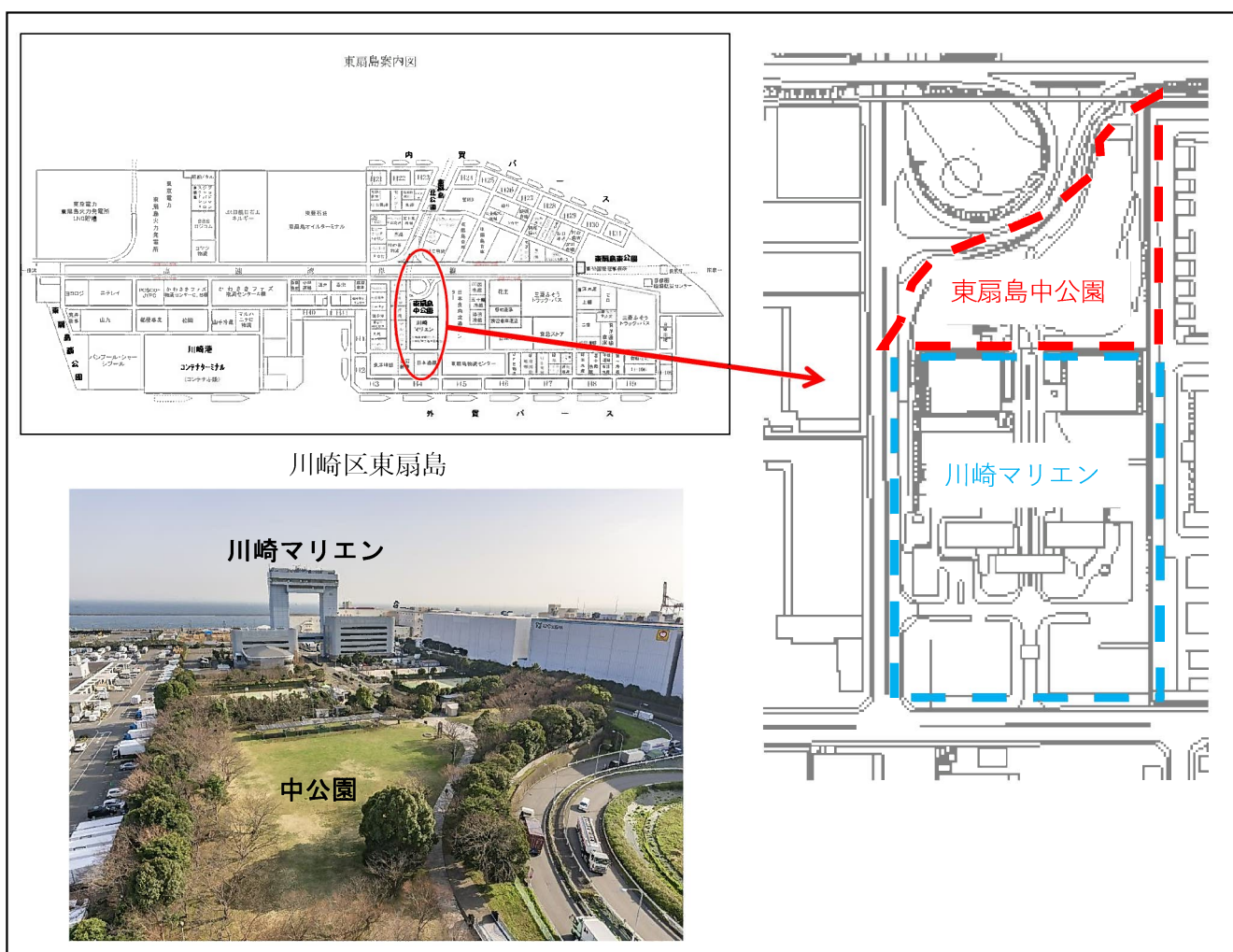
東扇島中公園への指定管理者制度導入について

指定管理者制度導入の趣旨

- 川崎マリエンに隣接する東扇島中公園について、指定管理者制度を導入することで両施設の窓口を一本化します。
- 東扇島中公園と川崎マリエンの柔軟な連携を前提としたイベントの企画・実施を指定管理者に行わせることで、両施設の活性化を目指します。

1 位置及び配置

東扇島中公園は川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）に隣接して立地しています。



2 東扇島中公園の概要

・住所：川崎区東扇島5-2-1

・規模：14,739 m²

・施設：バーベキュー施設（かまどなし1箇所、かまど付き9箇所）

芝生広場、トイレ（男女別、障害者用有）、時計、貸し自転車、倉庫・受付小屋、壁うちテニス用壁、ベンチ

※独自駐車場なし（来園者は川崎マリエン駐車場を利用）



バーベキュー施設



芝生広場



トイレ



時計・ベンチ



貸し自転車



壁うちテニス用壁

3 現在の管理運営形態

	東扇島中公園	川崎マリエン
条例	川崎市港湾施設条例	川崎市港湾振興会館条例
管理手法	下記の業務を別個に外部委託 (1) 公園管理業務 (受付、器具貸出、巡回、日常除草等) (2) 樹木剪定業務 (3) トイレ浄化槽保守点検業務 (4) トイレ清掃業務	指定管理者制度を導入 ・現在の指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
イベント等の許可主体	川崎市港湾局	指定管理者
市民の問い合わせ窓口	公園管理業務受託業者	指定管理者

4 東扇島中公園の管理運営における課題・検討事項

(1) 市民からの問い合わせ窓口について

現在は中公園の公園管理業務委託とマリエンの管理業務を別々に発注しているため、別業者がそれぞれの施設の管理業務を行う場合、駐車場を共用する一連の施設である両施設の窓口が分散してしまうこととなります。

⇒両施設の窓口を一本化し、サービスを向上させます。

(2) 公園の振興について

中公園の過去3年間のイベント件数は年間平均3件となっており、川崎港内の公園・緑地における全体のイベント件数と比較して非常に少なく、マリエンと隣接している立地特性が活かされているとは言い難い状況にあります。中公園の主な施設であるバーベキュー施設のみの利用では、これ以上の利用活性化は困難です。

⇒マリエンとの柔軟な連携を前提としたイベントの企画・実施が必要です。

⇒上記課題の解決に向けてはマリエンと中公園を連携させた指定管理者制度の導入が有効

5 今後のスケジュール

今後予定しているスケジュールは次のとおりです。

- ・平成30年4月17日～5月16日 パブリックコメントの実施
- ・平成30年6月議会 利用料金制導入のための条例改正を付議
- ・平成30年7月～ 川崎マリエンと東扇島中公園が一体となった指定管理者の公募を実施
- ・平成30年12月議会 指定管理者の選定について付議
- ・～平成31年3月 選定業者と協定書の締結
- ・平成31年4月1日～ 指定管理者による管理を開始

(参考) 東扇島中公園に関する条例及び各種計画上の位置づけ

条例等	港湾施設条例（港湾環境整備施設）、告示：港湾施設の名称、位置、規模等
各種計画	<p>○川崎市総合計画第1期実施計画 施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備（事務事業名：川崎港緑化推進事業） 「川崎港緑化計画」に基づく、市民等に親しまれる港湾緑地の整備などの推進」とされています。</p> <p>○港湾計画：休息緑地として位置づけられています。</p> <p>○川崎市行財政改革プログラム（平成28年3月策定） 取組1-（4）-19 港湾緑地等の管理運営体制の見直し 取組の方向性・具体的な取組内容として、「平成28（2016）年度策定の「（仮称）川崎港緑化基本計画」に基づき、川崎港内全体の港湾緑地等について、それぞれの特徴を活かした利用の検討と新たな管理運営体制の整備を推進します。」とされている。</p> <p>○川崎港緑化基本計画（平成28年9月策定）：「市民の交流拠点の場」として位置づけ。また、港湾緑地の状況に応じて特に実施すべき手法として、「<u>指定管理者制度等民間のノウハウを活かした、緑地内のトイレやベンチ等の施設の管理及びイベント開催等の運営、パトロール等（利用者に対する安全確保の観点）の維持管理手法の導入について検討する。同時に指定管理者によるイベントの開催を通して、各緑地の利用の促進について検討する。</u>」とされている。</p> <p>○川崎市行財政改革第2期プログラム（平成30年3月策定） 取組2-（2）-13 港湾緑地等の管理運営体制の見直し 取組の方向性：「<u>川崎港緑化基本計画に基づき、川崎港内全体の港湾緑地等について、指定管理者制度等の民間活力を活用するとともに、非常勤嘱託員を柔軟かつ機動的に活用することで、それぞれの施設の特徴を活かした新たな管理運営体制の整備を推進します。</u>」 具体的な取組内容：「<u>東扇島中公園についての平成31（2019）年度からの川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）と一体となった指定管理者制度の導入の検討</u>」</p>

東扇島中公園への指定管理者制度の導入

に対する御意見をお寄せください

東扇島中公園及び同公園に隣接する川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）は駐車場を共用するなど、事実上一体的な施設として市民及び周辺企業の就労者の皆様に利用されています。

しかし、現在両施設は中公園を外部委託にて、川崎マリエンを指定管理にて別個に管理しているため、問い合わせ窓口が分散してしまうことが考えられます。また、中公園はバーベキュー施設の利用が主となり、利用活性化のためには川崎マリエンと連携したイベント等の企画・実施が有効であると考えております。

以上のことから、両施設の一体的な管理が行なわれるよう、中公園についても指定管理者制度を導入し、平成30年度に川崎マリエンと一体となった指定管理者の公募を行うことを予定しています。

つきましては、東扇島中公園への指定管理者制度の導入について、広く皆様から御意見を募集します。

1 意見募集の期間

平成30年4月17日（火）～平成30年5月16日（水）

※郵送の場合は、5月16日（水）の消印まで有効です。

持参の場合は、5月16日（水）の17時15分までとします。

2 意見の提出方法

題名、御意見、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（287）6038

(3) 郵送又は持参

〒210-0869 川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン業務棟4階
川崎市港湾局川崎港管理センター港営課

《注意事項》

御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。

個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。

電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

3 資料の閲覧および配布場所

- (1) 川崎市ホームページ
- (2) 各区役所の市政資料コーナー
- (3) かわさき情報プラザ（川崎区東田町5-4 川崎市役所第三庁舎2階）
- (4) 市民文化局協働・連携推進課（川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル7階）
- (5) 港湾局港営課（川崎区東扇島3-8-1 川崎マリエン業務棟4階）
- (6) 港湾局庶務課（川崎区駅前本町1-2-1 川崎駅前タワーリパーク20階）

4 問い合わせ先

川崎市港湾局川崎港管理センター港営課

電話：044（287）6034 FAX番号：044（287）6038

E-mail：58kouei@city.kawasaki.jp

意見書

題名	東扇島中公園への指定管理者制度導入に関する意見		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	平30年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	川崎市港湾局川崎港管理センター港営課		
電話番号	044-287-6034	FAX番号	044-287-6038
住所	〒210 - 0869 川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン業務棟4階		